

事務連絡  
令和2年2月11日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）の更新について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせしたところである。

今般、当該事務連絡を踏まえて、厚生労働省ホームページにおける「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）」を下記の通り更新したためお知らせする。医療機関から検査に関する問い合わせがあった際には、必要に応じて保健所長を含めて保健所内で十分に相談の上で対応いただくようお願いしたい。

記

新	旧
問1 診断基準はなんですか？ 感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、 ・発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していた人、 ・発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していた人と濃厚接触歴がある人 をいいます。 診断方法は、核酸増幅法(PCR法など)がありま	問1 診断基準はなんですか？ 感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、 ・発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していた人、 ・発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していた人と濃厚接触歴がある人 をいいます。 診断方法は、核酸増幅法(PCR法など)がありま

<p>す。実際には、<u>昨今の国内外の発生状況を踏まえ、これらの地域に限定されることなく、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合に、各自治体と相談の上で検査することになります。</u>その際は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。</p>	<p>す。実際に検査を検討する場合は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。</p>
---	---

以上